

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第七条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省略

二 租税条約等 租税条約及び租税相互行政支援協定(租税条約以外の我が国が締結した国際約束で、租税の賦課若しくは徴収に関する情報を相互に提供すること、租税の徴収の共助若しくは徴収のための財産の保全の共助をすること又は租税に関する文書の送達に共助をすることを定める規定を有するものをいう。)

三 省略

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第二条の二 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託(以下この項において「法人課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律(第八条から第十一条の三まで及び第十三条を除く。)の規定を適用する。

2 4 省略

(相手国等への情報提供)

第八条の二 財務大臣は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局(以下この条において「相手国等税務当局」という。)に対し、当該相手国等との間の租税条約等に定めるところにより、その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 四 省略

(定義)

第二条 同上

一 同上

二 租税条約等 租税条約及び租税情報交換協定(租税条約以外の我が国が締結した国際約束で、租税の賦課又は徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものをいう。)をいう。

三 同上

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第二条の二 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託(以下この項において「法人課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律(第八条から第十一条の三まで及び第十三条を除く。)の規定を適用する。

2 4 同上

(相手国等への情報提供)

第八条の二 同上

一 四 同上

五 当該相手国等から当該情報の提供の要請があつた場合に於ては、当該相手国等税務当局が当該要請に係る情報を入力するために通常用いるべき手段を用いなかつたと認められるとき（当該手段を用いることが著しく困難であると認められるときを除く。）。

（相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の問題検査権）

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査（当該相手国等の刑事事件の捜査その他当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯罪事件の調査を除く。）に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の二及び第十三条第四項において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

2・3 省略

（相手国等の租税の徴収の共助）

第十一条 租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該租税条約等に規定する租税債権（当該租税条約等の規定により徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の対象となる当該相手国等の租税債権に限る。以下この条において「共助対象外国租税」という。）の徴収の共助又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請があつたときは、当該要請において特定された者（以下この条において「共助対象者」という。）の住所、居所、本店、支店、事務所その他これらに準ずるもの又は当該共助対象者に係る財産の所在地を所轄する国税局長（国税庁長官が必要と認めた場合には国税庁長官が指定する国税局長とし、これらの国税局長が必要と認めた場合にはその国税局長が指定する税務署長とする。以下この条において「所轄国税局長等」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該要請に係る共助の実施の決定（以下この条において「共助実施決定」という。）をする。

一 当該共助対象者が、当該共助対象外国租税の存否又は額について、当該相手

五 当該相手国等から当該情報の提供の要請があつた場合に於ては、当該相手国等税務当局が当該要請に係る情報を入力するために通常用いる手段を用いなかつたと認められるとき（当該手段を用いることが著しく困難であると認められるときを除く。）。

（相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の問題検査権）

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査（当該相手国等の刑事事件の捜査その他当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯罪事件の調査を除く。）に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の二及び第十三条第一項第二号において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

2・3 同上

（相手国等の租税の徴収）

第十一条 政府は、租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の租税につき当該相手国等の政府から徴収の囑託を受けたときは、国税徴収の例によりこれを徴収する。この場合において、当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

国等において争う機会を与えられていないと認められるとき。

二 当該共助を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。

三 当該共助対象外国租税に関する法令を執行する当局が当該共助対象外国租税を徴収するために通常用いるべき手段を用いなかつたと認められるとき。

四 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十八條第一項若しくは第二百三十五條第六項（同法第二百四十四條において準用する場合を含む。）、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百四條第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二百二十五條第一項若しくは第二百九十五條第一項の規定により、当該共助対象者が当該共助対象外国租税の全額についてその責任を免れているとき。

五 当該要請が当該共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請である場合には、共助対象外国租税につき次に掲げる事由のいずれにも該当しないとき。

イ 当該要請が当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定した後になされたものであるときは、当該要請の時に於いて当該共助対象外国租税につき国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第四十七條の規定により差押えをすることができる場合に相当する場合に該当すること。

ロ 当該要請が当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定する前になされたものであるときは、当該要請の時に於いて当該共助対象外国租税につき国税通則法第三十八條第三項又は国税徴収法第五十九條第一項の規定により差押えをすることができる場合に相当する場合に該当すること。

2 前項の規定による共助実施決定は、所轄国税局長等が、次に掲げる事項を記載した共助実施決定通知書を共助対象者に対し送達して行う。

一 租税条約等及び当該租税条約等の相手国等の名称

二 共助対象外国租税の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の別

三 共助対象外国租税の名称

四 共助対象外国租税の額（民事再生法第七十九條第一項、第二百五十五條第一項（同法第二百十九條第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第二百三十二條第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二百四十四條において準用する場合を含む。）、会社更生法第二百五十五條第一項（金融機関等の更生手

続の特例等に関する法律第二百六条又は第二百九十六条において準用する場合を含む。又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十一条第三項（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第六十四条第四項又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第八十条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、これらの規定により権利の変更がされた後の額）

五 その他財務省令で定める事項

3) 所轄国税局長等は、共助対象外国租税の徴収の共助の要請に係る共助実施決定（以下この条において「徴収共助実施決定」という。）をしたときは、当該徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税を徴収するものとし、共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請に係る共助実施決定（以下この条において「保全共助実施決定」という。）をしたときは、当該保全共助実施決定に係る共助対象外国租税の徴収のための財産の保全をするものとする。

4) 前項の規定により共助対象外国租税を徴収する場合又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全をする場合には、第一項に規定する共助対象外国租税、共助対象者及び共助実施決定並びに第二項に規定する共助実施決定通知書については、当該共助対象外国租税に係る租税条約等の定めるところによるほか、国税通則法第二十二条、第四十条から第四十二条まで、第四章（第四十六条第一項、第二項後段、第三項及び第四項、第四十九条第一項第二号、第五十三条並びに第五十五条第一項第二号を除く。）、第五十五条、第一百七十七条及び第二百五十五条並びに国税徴収法第九条、第十条、第二十一条、第五章（第四十七条第一項第二号、第五十六条第三項、第五十七条第二項、第六十七条第三項（同法第七十三条第五項及び第七十三条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十三条及び第八十五条（これらの規定を同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第九十条第三項前段、第一百六条第二項、第一百七十七条、第二百二十九条第六項並びに第三百三十九条を除く。）、第一百五十一条、第一百五十二条、第一百五十九条（第二項、第三項、第五項第二号及び第三号並びに第十一項を除く。）、第一百七十一条から第一百七十三条まで、第八十二条第一項及び第八十六条の規定を準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げるこれらの法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄

	<p style="text-align: right;">国税通則法</p>
<p>第四十一条第一項</p>	<p style="text-align: right;">第四十条</p>
<p>これを納付すべき者</p>	<p>第三十七条（督促）の規定による督促</p>
<p>租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴</p>	<p>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による決定</p>
	<p>督促状</p>
	<p>完納されない場合、第三十八条第一項（繰上請求）の規定による請求に係る国税がその請求に係る期限までに完納されない場合</p>
	<p>同条第十一項各号に規定する事由に該当しない場合</p>
	<p>同条第四項において準用する国税徴収法</p>

第四十六条第五			第四十六条第二 項前段	第四十一条第三 項		第四十一条第二 項	
納税	納税を		一時に	納付した	に納付	納税を納付すべ き者	納付する
徴収	徴収を	時に	租税条約等実施特例 法第二条第三号(定 義)に規定する相手 国等(以下「相手国 等」という。)に一 時に	任意提供をした	に任意提供	共助対象者	同条第六項の規定に よる金銭又は証券の 提供(以下「任意提 供」という。)をす る
							収の共助)に規定す る共助対象者(以下 「共助対象者」とい う。)

項 第五十二条第一	項 第五十一条第三	項 第五十一条第一	第四十九条第二 項及び第三項	第四十九条第一 項第一号	項 第四十九条第一	第四十八条第二 項及び第三項	項 第四十八条第一	第四十七条	第四十六条第七 項	項
完納されない	納付	納付	納税の猶予	完納する	納税の猶予	納税の猶予	督促及び滞納処 分	納税の猶予	金額を	納税の
相手国等において完 納されない	任意提供	徴収	徴収の猶予	相手国等において完 納する	徴収の猶予	徴収の猶予	滞納処分	徴収の猶予	金額を相手国等に	徴収の

項 第五十五条第一			項 第五十二条第六		項 第五十二条第四		項 第五十二条第三					項 第五十二条第二			
納付を	納付に使用	を納付する	納付させる	を完納せず	納付すべき	納付を	納付催告書	納付させる	完納しない	納付の	納付通知書	納付場所	納付の	納付させる	納付させる
任意提供を	任意提供に使用	の任意提供をする	提供させる	の全額を提供せず	提供すべき	提供を	提供催告書	提供させる	全額を提供しない	提供の	提供通知書	提供場所	提供の	提供させる	提供させる

		国税徴収法	
		第五十五条第一項第一号	第五十五条第一項第三号
		第五十五条第二項	第五十五条第三項
		第四十七条第一項第一号	
	納税の猶予	納付	納付受託証書
	徴収の猶予	任意提供	任意提供受託証書
	取立て及び納付	取立て	取立て
	が督促	督促	
をその督促状	督促に	徴収共助実施決定につき共助実施決定通知書(同条第二項に規定する共助実施決定通知書をいう。)	徴収共助実施決定に
		が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)	第十一條第三項(相手国等の租税の徴収の共助)の規定による徴収共助実施決定(以下「徴収共助実施決定」という。)

	<p>第四十七條第二項</p>				
<p>「督促状」とあるのは、「納付催告書」</p>	<p>第二次納税義務者又は保証人</p>	<p>督促</p>	<p>国税の納期限</p>	<p>完納しない</p>	
<p>「が督促」と、「徴収共助実施決定に」とあるのは「督促に」と、「につき共助実施決定通知書（同</p>	<p>保証人</p>	<p>徴収共助実施決定</p>	<p>徴収共助実施決定</p>	<p>同条第十一項各号に規定する事由に該当しないとき及び同条第八項の規定による決定をしていない</p>	<p>1</p>

<p>第七十九條第二項第一号</p>	<p>第七十九條第一項第一号</p>	<p>第五十九條第一項</p>	
<p>一部の納付、充當、更正の一部の取消</p>	<p>納付、充當、更正の取消その他の理由により差押に係る国税の全額が消滅した</p>	<p>売却代金の残余のうちから</p>	
<p>一部の任意提供（租税条約等実施特例法第十一條第六項の規</p>	<p>租税条約等実施特例法第十一條第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされた</p>	<p>売却代金のうちから租税条約等実施特例法第十一條第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税（以下「共助対象外国租税」という。）に先立つて</p>	<p>条第二項に規定する共助実施決定通知書をいう。）とあるのは「をその提供催告書」と、「同条第十一項各号に規定する事由に該当しないとき及び同条第八項の規定による決定をしていない」とあるのは「全額の提供をしない</p>

	第八十四条第一項	第九十条第三項 後段	第三百二十八条	第一百五十一条第一項	第一百五十一条第一項第二号	第一百五十二条
	納付、充當、更正の取消その他の理由により交付要求に係る国税が消滅した	ときにおいても、また同様とする	が完納された	が納税	及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上	第四十六条第四項
定による金銭又は証券の提供をいう。以下同(。)	租税条約等実施特例法第十一条第十項(相手国等の租税の徴収の共助)の規定により共助の終了の決定がされた	ときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない	の全額の任意提供がされた	が租税条約等実施特例法第二条第三号(定義)に規定する相手国等における納税	の徴収上	第四十六条第五項

第一百五十九条第一項

納税義務がある者と認められる者が不正に国税を免かれ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基き、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第一百三十一号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定（申告、更正又は決定による確定をい）、国税通則法（第二条第二号）（定義）に規定する源泉徴収による国税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。

租税条約等実施特例（法第十一条第一項）（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する所轄国税局長等が同条第三項の規定による保全共助実施決定（以下「保全共助実施決定」という。）をした場合には、徴収職員は、当該保全共助実施決定に係る共助対象外国租税の額を限度として、当該保全共助実施決定に係る同条第一項に規定する共助対象者（以下「共助対象者」という。）

<p>第四百五十九条第 四項</p>		<p>は当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、<u>税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をすると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要する</u>と認める金額（以下この条において「<u>保全差押金額</u>」という。）を決定することができる。この場合において、<u>徴収職員はその金額を限度として、その</u>者</p>	
<p>通知に係る保全と認められる者</p>	<p>前項の通知</p>		<p>保全共助実施決定</p>
<p>通知に係る保全</p>	<p>共助対象者</p>		<p>保全共助実施決定に</p>

	<p>差押金額</p>	<p>係る共助対象外国租税の額</p>
<p>第百五十九条第七項、第八項及び第十項</p>	<p>納付すべき額の確定</p>	<p>徴収共助実施決定（共助対象外国租税につき租税条約等実施特例法第十一条第八項の規定による徴収の共助の中断の決定をした場合にあつては、同条第九項の規定による当該決定の取消し）</p>
<p>第百七十一条第一号</p>	<p>督促</p>	<p>租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助実施決定又は督促</p>

5)

共助対象外国租税の滞納処分による差押えがされている財産につき強制執行等（強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行としての競売をいう。以下この項において同じ。）がされた場合、国税の滞納処分（その例による処分を含む。以下この項において同じ。）による差押えがされている財産につき共助対象外国租税の交付要求及び強制執行等がされた場合又は仮差押えの執行がされている財産につき共助対象外国租税の滞納処分による差押えがされた場合若しくは国税の滞納処分による差押え及び共助対象外国租税の交付要求がされた場合において、国税徴収法第二百二十九条（前項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項に規定する換価代金を配当するときにおける同条並びに滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十一年法律第九十四号。以下この項及び第十四項において「調整法」という。）第六条（調整法第十一条第一項、第十一条の二、第十七条（調整法第十九条及び第二十条において準用する場合を含む。）

- む。)、第二十条の八第一項(調整法第二十条の十において準用する場合を含む。)、及び第二十八条において準用する場合を含む。)、及び第十八条(調整法第十九条、第二十条の九第一項、第三十四条第一項(調整法第三十五条において準用する場合を含む。))及び第三十六条の十二第一項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、国税徴収法第二百二十九条第一項中「その他の債権」とあるのは「その他の債権(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第十一条第一項(相手国等の租税の徴収の共助)に規定する共助対象外国租税を除く。)」と、調整法第六条第一項中「滞納者に交付すべき」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。))第十一条第五項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第二百二十九条第一項の規定により配当して滞納者又は租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助対象者(以下「共助対象者」という。))に交付すべき」と、同条第二項中「みなす」とあるのは「みなし、その交付の時に租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助対象外国租税(以下「共助対象外国租税」という。))に係る交付要求があつたものとみなす」と、調整法第十八条第二項中「滞納者に交付すべき」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一条第五項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第二百二十九条第一項の規定により配当して滞納者又は共助対象者に交付すべき」と、同条第三項中「みなす」とあるのは「みなし、その交付の時に共助対象外国租税に係る交付要求があつたものとみなす」とする。
- 6) 徴収共助実施決定においては、所轄国税局長等は、共助対象外国租税に係る相手国等のために、当該徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税の額に相当する金銭の提供又は証券をもつてする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)の規定による納付に準じた証券の提供を受領することができる。
- 7) 所轄国税局長等は、第三項の規定により徴収した共助対象外国租税の額に相当する金銭、前項の規定により受領した金銭又は同項の規定により受領した証券を取り立てた金銭を、当該共助対象外国租税に係る租税条約等の相手国等に譲与する。
- 8) 第一項の規定による共助の要請があつた相手国等から当該要請に係る共助対象外国租税につき租税条約等の規定により当該共助を中断すべき又は中断することができる場合には、当該共助が中断する旨の通知があつた場合には、所轄国税局長等は、当該共助対象外国租税に係る共助の中断の決定をするものとする。この

- 場合において、所轄国税局長等は当該中絶の決定後において当該共助対象外国租税につき保全共助実施決定をしたときを除き新たに滞納処分（交付要求を含む。）をすることができないものとし、徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税について既に行われた差押え又は交付要求は第四項において準用する国税徴収法第百五十九条の規定に基づき行われたものとみなす。
- 9 前項の規定による決定がされた後に、同項の相手国等から同項に規定する事実が消滅した旨の通知があつた場合には、所轄国税局長等は、同項の決定を取り消すものとする。
- 10 所轄国税局長等は、第八項の規定による決定又は前項の規定による取消しをした場合には、それぞれその旨を共助対象者に通知しなければならないものとし、第八項の規定による決定をした場合において既に同項の交付要求が行われているときは、当該交付要求が同項の規定により第四項において準用する国税徴収法第百五十九条第九項の規定に基づく交付要求とみなされた旨をその交付要求に係る同法第八十二条第一項に規定する執行機関に通知しなければならない。
- 11 次のいずれかに該当する場合には、所轄国税局長等は、第一項の規定による共助の終了の決定をするものとする。
- 一 共助実施決定に係る共助対象外国租税の全額を徴収したとき。
 - 二 租税条約等の相手国等から共助の解除の要請があつたとき。
 - 三 共助対象者につき、国税徴収法第百五十三条第一項各号のいずれかに該当する事実があると認められるとき。
 - 四 第一項各号のいずれかに該当する事実が生じた又は生じていたと認められるとき。
 - 五 租税条約等の規定により我が国が共助の実施を継続する必要がないと認められるとき（第八項の場合に該当するときは除く。）。
 - 六 共助対象者が死亡したとき。
- 12 所轄国税局長等は、前項（第六号を除く。）の規定による決定をしたときは、その旨を共助対象者に通知しなければならない。
- 13 共助対象者は、不服申立て及び訴えにおいて、当該共助対象者に係る共助対象外国租税の存否又は額が当該共助対象外国租税に関する法令に従っているかどうかを主張することができない。
- 14 第五項に規定する場合における調整法第六条及び第十八条の規定の適用その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国税の徴収の共助)

第十一条の二 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に当該租税条約等に規定する租税債権（当該租税条約等の規定により徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の対象となる我が国の租税債権に限る。以下この条において「共助対象国税」という。）の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助を要請した場合において、当該相手国等の行った行為（当該相手国等の法令により当該相手国等の租税の徴収を目的とする当該相手国等の権利の時効が中絶し、若しくは進行しないこととなるもの又は国税通則法第七十二条第三項において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定若しくは国税通則法第七十三条の規定により国税の徴収を目的とする我が国の権利（以下この項において「国税の徴収権」という。）の時効が中絶し、若しくは進行しないこととなるものに相当するものに限る。）により当該租税条約等の規定に基づき国税の徴収の時効が中絶し、又は進行しないこととなるときは、当該共助対象国税に係る国税の徴収権の時効は、同条の規定により中絶し、又は進行しないものとみなす。

2 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徴収の共助を要請した共助対象国税を当該相手国等が徴収した場合には、当該徴収の時に、当該徴収した金額（当該相手国等が当該共助対象国税を外国通貨で徴収した場合には、当該徴収の時における当該相手国等の為替相場場で本邦通貨に換算した金額）に相当する共助対象国税を、当該共助対象国税の滞納者から徴収したものとみなす。

3 前項の場合において、共助対象国税のうち国税（附帯税を除く。以下この項において同じ。）及び利子税又は延滞税が含まれているときは、前項の規定により徴収したものとみなされた金額が当該国税の額に達するまでは、そのみなされた金額は、まず当該国税として徴収されたものとみなす。

4 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に共助対象国税（消費税に係るものに限る。以下この項において同じ。）の徴収の共助を要請した場合において、当該相手国等が当該共助対象国税の全部又は一部を徴収したときにおける当該共助対象国税に係る消費税額を課税標準として課する地方消費税に対する地方税法第二章第三節第三款及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十二条の百三第二項	貨物割及び消費税の額	貨物割の額及び消費税の額（租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第二条第二号に掲げる租税条約等をいう。次条第一項及び附則第九条の六第二項において同じ。）の相手国等（同法第二条第三号に掲げる相手国等をいう。次条第一項及び附則第九条の六第二項において同じ。）が共助対象国税（同法第十一条の二第一項に規定する共助対象国税をいう。次条第一項及び附則第九条の六第二項において同じ。）として徴収した額を控除した金額）
第七十二条の百四第一項	相当する額	相当する額（租税条約等の相手国等が共助対象国税として徴収した消費税に係る還付金に相当する額を控除した金額）
第七十二条の百六第三項	前二項 延滞税等及び還付加算金	前項 還付加算金
附則第九条の六第二項	譲渡割及び消費税の額	譲渡割の額及び消費税の額（租税条約等の相手国等が共助対象国税として徴収した額を

附則第九条の九第三項		控除した金額	
延滞税等及び還付加算金	前二項	前項	
		還付加算金	

(送達の共助)

第十一条の三 税務署長は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から租税に関する文書の送達の共助の要請があつた場合には、国税通則法第十二条及び第十四条の規定に準じて送達する。

2 税務署長その他の行政機関の長は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類の送達を受けるべき者の住所又は居所(事務所及び事業所を含む。)が租税条約等の相手国等にある場合には、国税通則法に定めるほか、当該租税条約等の規定に従つて、当該租税条約等の相手国等の権限ある当局に囑託して送達を行うことができる。

(罰則)

第十三条 共助対象者(第十一条第一項に規定する共助対象者をいう。次項及び第三項において同じ。)が同条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分¹の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 共助対象者の財産を占有する第三者が当該共助対象者に第十一条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分¹の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき共助対象者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 省略

第十三条

(罰則)

同上

一・二 同上

三 第十一条第四項において準用する国税徴収法第四百一条の規定による徴収職員の問題に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

四 第十一条第四項において準用する国税徴収法第四百一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

5| 法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前各項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

6| 省略

2| 法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3| 同上